

福井県立大学特待生規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第73号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県立大学（以下「本学」という。）の特待生に関し必要な事項を定めるものとする。

(特待生の決定)

第2条 特待生は、学期ごとに、学部長が推薦し、学生支援委員会の議を経て、学長が決定する。

2 特待生は、学期ごとに、各学科および各年次1人以内（経済学部にあつては、2人以内）とする。

(特待生の要件)

第3条 特待生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本学に1年以上在学している者

(2) 修得単位数が、標準的な修得単位数を超えていると認められる者

(3) 学業成績が特に優れていると認められる者

(4) 学内外の生活を通じて規律を重んじ、自主的な真理探求の精神と広い視野を有し、将来、豊かな創造力と高度の知識・技術に基づく実践力に富む社会人として活動できる見込みがあると認められる者

2 前項の特待生の要件には、次に掲げる各号の要件を加えることができる。

(1) オナーズプログラムを履修している者

(2) 学生生活における諸活動の成果が優れていると認められる者

(奨学金)

第3条の2 特待生には、学長が別に定めるところにより、奨学金を給付する。

(推薦)

第4条 学部長は、特待生を推薦しようとする場合は、各学期当初に、教授会の意見を聴いて、特待生推薦調書（様式第1号）を、学長に提出するものとする。

(決定の通知)

第5条 学長は、特待生を決定したときは、速やかに、特待生決定通知書（様式第2号）により当該学生に通知するものとする。

(辞退)

第6条 特待生として決定された学生は、これを辞退しようとするときは、速やかに、特待生決定辞退届（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 学長は、特待生が次の各号のいずれかに該当するときは、特待生の決定を取り消すことができる。

(1) 学業成績等が著しく不良になったと認められる場合

(2) 福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号）第68条第1項の規定により懲戒された場合

(3) 学期の途中で退学し、または転学した場合

(4) 正当な理由なく、期限までに授業料を納入しない場合

2 学長は、前項の規定により特待生の決定を取り消した場合は、第3条の2に定める奨学金の返還を求めることができる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。